

「秋は短し旅せよ岩手 ～いわて秋旅キャンペーン～」 ロゴマーク使用要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和6年度秋季JR東日本重点販売地域指定に伴い、いわて観光キャンペーン推進協議会が実施主体となり実施する「秋は短し旅せよ岩手 ～いわて秋旅キャンペーン～」(以下「本キャンペーン」という。)のキャンペーンロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの管理）

第2条 ロゴマークは、いわて観光キャンペーン推進協議会事務局(以下「事務局」という。)が管理する。

（ロゴマークの使用用途）

第3条 ロゴマークは、本キャンペーンの実施期間にかかる岩手県への誘客、観光の認知度向上、周遊・滞在観光の促進、国際観光の推進等に資するイベント、プロモーション、それらに関連するポスターやパンフレット等に使用できるものとする。

（表示）

第4条 前条の規定によるロゴマークの使用は、別紙「ロゴマークデザインマニュアル」に従って使用するものとする。

（使用の申請）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、別紙様式「ロゴマーク使用許諾申請書(第1号様式)」を提出し、許諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) いわて観光キャンペーン推進協議会の会員・賛助会員、JRグループ、旅行会社、報道機関等が本キャンペーンの実施期間にかかる岩手県への誘客、岩手県の観光の認知度向上等の目的で使用する場合
- (2) その他事務局が必要と認めた場合

（使用の許諾）

第6条 事務局は、前条の規定による申請があり、内容が適当と認められる場合は、これを許諾し、別紙様式「ロゴマーク使用許諾書(第2号様式)」を交付する。

2 事務局は、前項の許諾に当たって必要に応じ条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークの使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許諾を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) ロゴマークの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。

- (4) ロゴマークの使用に当たり、故意又は過失によりいわて観光キャンペーン推進協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害をいわて観光キャンペーン推進協議会に賠償すること。
- (5) 第3者がロゴマークの商標権を侵害し、又は侵害しようとしている恐れがある事実を発見したときは、速やかに事務局に通報しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにロゴマーク使用変更（中止・廃止）届出書（第3号様式）を事務局に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により申請した申請内容に変更が生じるとき。
- (2) ロゴマークの使用を中止又は廃止するとき。

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。

(使用実績及び公表)

第10条 事務局は、必要に応じて使用者に対し使用実績を求めること、使用者名及び実績を公表できるものとする。

(使用許諾の取り消し)

第11条 事務局は、使用者が次のいずれかに該当した場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
 - (2) ロゴマークを不正に使用したとき。
 - (3) 信用を損なう使用又は行為によって、ロゴマークのイメージを低下させたとき、又はその恐れがあるとき。
- 2 前項の規定により使用承諾が取り消された場合は、使用者は自己の責任により、ロゴマークを全て除去しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用承諾を取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取り消しによって直接又は間接に生じた損失をいわて観光キャンペーン推進協議会に請求することはできない。

(疑義の決定)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、事務局が決定するものとする。

附則

この要領は、令和6年6月6日から施行する。

各種申請が必要な方はいわて観光キャンペーン推進協議会へお問い合わせください。